

様式第2号(第5の6(1)②関係)

平成25年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書(各年度計画書)
(平成25年度計画書)

(事業計画書作成担当者)

都道府県等の名称	栃木県		
所在地	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号		
事業計画作成担当者	氏名	所属部局・役職名等	
		環境森林部 地球温暖化対策課 計画推進担当 (再生可能エネルギーチーム)	
	TEL	FAX	メールアドレス
	028-623-3187	028-623-3259	

(基金事業の執行計画)

(単位:千円)

再生可能エネルギー等導入推進事業	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
地域資源活用詳細調査事業	0			
公共施設再生可能エネルギー等導入事業	92,000			
民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業	0			
風力・地熱発電事業等導入支援事業	0			
合計	92,000			

※事業計画書を提出する年度以外の年度は、執行済額又は執行見込額を記載する。

平成 25 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書（各年度計画書）

（平成 25 年度計画書）

（事業計画の概要）

計画の名称	栃木県防災拠点施設再生可能エネルギー等導入推進事業計画		
計画の期間	平成 25 年度	交付対象	市町村
平成 25 年度計画概要			
<p>1 事業実施の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部や避難所などの防災拠点となる<u>公共施設に重点をおいて再生可能エネルギーの導入を進めること</u>により、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を計画的かつ着実に目指していく。 ・当該事業は、災害対応のための防災拠点施設の整備を対象としたものであるため、<u>市町村の意向等を踏まえ、初年度に速やかに実施可能な施設について優先的に整備を進めていく。</u> ・導入する再生可能エネルギーは、本県の地域特性（快晴日数が多く冬季の日照時間が長い）、防災拠点等の立地条件（主に住宅地にある）、設置に要する期間（発電施設の早期設置の重要性）等を勘案し、<u>太陽光による発電設備を中心に整備を進めていく。</u> ・併せて、<u>太陽光発電以外の再生可能エネルギーについても、継続して防災拠点への導入可能性の検討を行い、エネルギーの地産地消を推進していく。</u> ・上記により、エネルギーの地産地消による環境負荷が小さく災害に強い地域づくりを目指していくとともに、成果目標の達成に努めていく。 <p>2 事業の監理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県では、東日本大震災を踏まえ、地域資源を活用した再生可能エネルギーの利活用を促進するための体制として、平成 23 年 6 月に庁内の検討組織を設置したほか、7 月には学識経験者やエネルギー事業者等で構成する「とちぎ再生可能エネルギー有識者会議」を設置している。 ・当該事業の執行にあたっては、当該有識者会議を活用し、効率性、透明性、優先度の観点から適切な評価を実施するものとする。 <p>3 実施事業の概要</p> <p>(1) 地域資源活用詳細調査事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度の実施事業についても、「平成 24 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業」と同様に、引き続き「とちぎ再生可能エネルギー有識者会議」による評価を実施し、平成 26 年度の実施事業に反映させる。 <p>(2) 公共施設再生可能エネルギー等導入事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町の防災拠点のうち主要な公共施設について、重点的に再生可能エネルギーの導入を推進する。 			

【平成 25 年度計画】

全整備施設数 7 施設（※） 再生可能エネルギー導入量：55 kW、蓄電容量：55 kWh、ソーラー付き LED 街路灯：5 基
※設計費のみ計上（設置工事は平成 26 年度実施予定）の 1 施設も含む。

○市町事業

- ・各市町の地域防災計画に防災拠点として位置づけられた施設（特に、学校・公民館・公園等の避難所など）の整備を優先して、再生可能エネルギー等の導入に対して補助を行う。
- ・平成 25 年度は、各市町の事業要望や再生可能エネルギー導入への取組状況等を踏まえ、特色ある取組を実施するものや速やかな事業実施が可能なものなどを中心に、4 市町 7 施設（うち 1 施設は設計のみ）に、太陽光発電設備及び蓄電池、ソーラー付き LED 街路灯を導入する計画である。
 - 学校：2 施設、公民館：2 施設、公園：1 施設、道の駅：1 施設、上水道施設：1 施設（設計）

・取組事例

《那須塩原市》浄水場において未利用となっている水エネルギー（有効落差約 45m）を活用した小水力発電の導入を計画している。

《塩谷町》「道の駅」は広い駐車場やトイレ、災害時に非常食となり得る食料品等を備えているため、太陽光発電設備及び蓄電池を導入することにより、「道の駅」の防災拠点機能の強化を図り、他の「道の駅」との連携による災害対応力の強化を図るものである。

《茂木町》被災地域の学校に設置する太陽光発電設備等を、平常時は生徒に対する環境学習の教材として積極的に活用していく。

《壬生町》東日本大震災時に、福島県からの避難者を宿泊研修施設で受け入れた「嘉陽が丘ふれあい広場」に、太陽光発電設備及び蓄電池を導入することにより、避難所機能の強化を図るものである。

※公共施設の県事業、民間施設（医療施設等）の補助事業については、全体計画書に基づいて平成 26 年度及び平成 27 年度で実施予定

4 市町への監督体制

- ・市町への補助金交付要領には交付決定後の状況報告について定め、工事施工期間中の執行状況について確認を行うとともに、事業完了時には現地調査を行い発電設備等が適切に設置されていることを確認する。

計画の成果目標

○成果指標及び設定の考え方

本県の成果指標は下表に記載のとおりである。

再生エネルギーを地域に分散させるとの考えから、施設数を増やすとともに、温室効果ガス総排出量の抑制に繋げる。

○目標達成に向けたロードマップ

市町村に対し実施した要望調査や庁内調整を踏まえ、各施設に導入する規模や、導入スケジュールの優先順位を精査していく。

事業年度については各市町等の要望を尊重するが、できるだけ前半に集中して実施する計画である。

○事業実施後の評価の方法

各年度における各指標の達成率を測定し、「とちぎ再生可能エネルギー有識者会議」に報告を行うとともに、内部による評価を実施する。

項目	H25	H26			H27			合計	(参考) H28
		前年度設置 に係る分	当該年度設 置に係る分	合計	前年度以前 設置に係る分	当該年度設 置に係る分	合計		
導入した再生可能エネルギー 一等による発電量 (kWh)	4,603	55,235	191,855	247,090	630,799	58,490	689,289	940,982	806,269
防災拠点における再生可能 エネルギーの普及率 (%)	8.8			10.2			11.4	11.4	
二酸化炭素削減効果 (t- CO2)	2.1	25.6	144.2	169.8	458.1	27.1	485.2	657.1	539.5

再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書(各年度計画書)

(事業計画の概要)

計画の名称	栃木県地域環境保全基金事業計画
-------	-----------------

価格根拠、導入容量の考え方

(1)再生可能エネルギー等設備の市場価格(地域特性を考慮)の推移を把握する方法(価格根拠の収集・分析)

○市場価格の把握にあたっては、県内の設備業者(5社程度)から、県内の工事实績を踏まえた標準的な単価(工事費込み)の見積書を徴取する。

■ 見積条件

- ① 太陽光発電及び蓄電池の設備容量は、10kW(10kWh)から20kW(20kWh)の規模とする。
- ② ソーラー付きLED街路灯については、20W程度を標準とする。
- ③ 見積書の金額については、いずれも発電量等の単位あたりの価格とする。
(太陽光発電:1kWあたり、蓄電池:1kWhあたり、ソーラー付きLED街路灯:1基あたり)

○徴取した見積書の結果により、最低見積額をその時点における県内の適正な市場価格と認定し、それを基本とした市町・民間への補助基準額を設定する。

○なお、適正な市場価格として認定する際には、本県のグリーンニューディール基金事業における実績、各種団体(新エネルギー導入促進協議会など)の調査結果とも整合性が取れていることを併せて検証する。

■ 平成25年度における補助基準額(平成25年4月に徴取した見積結果に基づき設定)

- ① 一般的な太陽光発電と蓄電池を整備する場合は、下記の額を補助基準(補助上限)額とする。 ※実績がこれを下回った場合は実績額
 - ア 太陽光発電(標準工事を含む)……1kWあたり800千円
 - イ 蓄電池(標準工事を含む)……1kWhあたり600千円
 - ウ 追加工事(標準工事費を上回る特段の事情がある場合)……所要額
- ② ソーラー付きLED街路灯……1基あたり1,000千円
- ③ その他の再生可能エネルギー発電施設……所要額
- ④ その他……補助基準(補助上限)額については、設備価格の動向等を踏まえ、毎年度見直すことを基本とする。

■ 補助基準額設定の意義

- ① 適正な市場価格から乖離した事業費での事業実施(設備導入)を防止する。
- ② 事業実施主体間での事業費の格差を極力小さくし、実施主体間での公平性を期する。
- ③ 適正な事業費での執行に繋げることににより、限りある配分額で、より多くの箇所への設備導入(費用対効果を重視した事業実施)を可能とする。

○導入費用の妥当性を確認するため、また、県としての市場価格を踏まえた妥当性のある導入単価(補助単価)を設定するため、設備業者から定期的に見積書を徴取する。(年1~2回程度を基本とする)

- 見積書の徴取を続けることにより、県内における適正な市場価格の推移を常時把握できる体制を取る。
- また、補助基準(補助上限)額についても、見積結果による設備価格の動向等を踏まえ、毎年度見直すことを基本とする。

(2)再生可能エネルギー等設備の導入容量の考え方(災害時に必要な電力量、避難想定人数、導入設備の出力能力等)

○導入容量は、各導入施設の個別状況(施設規模・災害時の必要電力量・地理的状況・近隣施設における再生可能エネルギーの整備状況など)を勘案し決定するが、以下のとおり標準的な設備規模を設定する。

■ 標準設備容量

- ① 県の防災拠点 : 太陽光発電10~20kW+蓄電池10~20kWh
※【照明40W×10~30本(施設規模等に応じた施設数)、テレビ1台、パソコン2~4台、プリンタ1台】の8時間使用を想定
- ② 市町の防災拠点 : (庁舎)太陽光発電15kW+蓄電池15kWh(避難所等)太陽光発電10kW+蓄電池10kWh
※【照明、テレビ、パソコン、プリンタ、電話機、FAX、コピー機、携帯電話充電などの必要最低台数】の8時間使用を想定
- ③ 民間の防災拠点 : (病院)太陽光発電30kW+蓄電池30kWh